

一 次の文章を読み、後の問い(問1～14)に答えよ。(配点 75)

甲

ノーム・チヨムスキーによる言語学は、それ以前の言語学とは根本的に違う。その違いを理解するために、言語学^Aの歴史を簡単に振り返っておこう。

物理学や哲学の **I** がそうであったように、言語に関する学問も(少なくとも西洋では)やはり古代ギリシャから始まった。例えばプラトンは、言葉の由来(語源)や獲得についての考察を行っている。

紀元前二世紀には、ディオニシオス・トラクスがギリシャ語の文法書である『文法の技法』を著した。ここでは語彙^aを名詞、動詞、前置詞など八つの「品詞」^Bに分類しているが、文の構造に関する記述は見られない。このトラクスの文法は、西洋における「伝統文法」の出発点となった。四～六世紀に作られたラテン語の文法書も、この体系に基づいている。

しかし、ラテン語から分かれたイタリア語、スペイン語、フランス語など各地域の言語は、伝統文法だけでは分析できないことが明らかとなった。一五世紀には大航海時代が始まり、ギリシャ語やラテン語を源流としない多様な言語の存在が知られるようになったが、それらの言語における文法の規則性をまとめるには、伝統文法に基づく手法^cではお手上げだった。

そこで興味深いのが、古代インドなどで用いられていたサンスクリットという言語の存在だ。一八世紀に英国がインドを植民地支配したことで、ヨーロッパの言語学者は初めてサンスクリットと出会い、すでに紀元前五～四世紀の古代インドにおいて、ガンダーラ出身のパーニニがサンスクリットの文法体系をまとめていたことを知ったのだった。

もう一つ、その時代の発見で重要だったのは、古典語であるサンスクリットが、西洋の古典語であるギリシャ語やラテン語と酷似していたことだ。すると、「西洋の言語と東洋の言語は、共通の言葉に由来するのではないか」という予想が生まれたのも無理からぬことだった。ちょうど人間と類人猿が共通の祖先から進化したように、世界のさまざまな言語も共通のルーツから変化したというわけだ。

そのため一九世紀の言語学では、「比較言語学」や「歴史言語学」が主流となった。多様な言語を比較して共通点や差異を見つけ、歴史的に言葉がどのように変化していったのかを研究するのである。

しかし二〇世紀になると、それとはタイシヨウ的な言語学の大きな潮流が生まれた。言語の歴史や変化ではなく、言語の仕組み(**II**)や機能そのものを研究するやり方だ。過去から現在にいたる変化に注目する前者を「通時言語学」と呼ぶのに対して、後者の新しい方法論は「共時言語学」と呼ばれる。その後者の流れをくむ「ヨーロッパ構造主義」^(注)を始めたスイスの言語学者ソシュール(一八五七～一九一三)によれば、後者は「ある言語の一時期における状態を記述する」という意味だ。

チヨムスキーが出会った言語学

その共時言語学を大きく前進させたのが、一九三〇年代にアメリカで研究していた言語学者たち

であり、言語現象を分析して記述するだけでなく、言語の理論的な基盤を追究する流れが生まれた。その中でも影響力を持ったのは、行動主義心理学を取り入れた言語学をテイシヨウした、ブルームフィールド（一八八七―一九四九）である。彼の率いる学派が作り上げた理論は、やがて「アメリカ構造主義」と呼ばれるようになった。

チョムスキーが最初に出会った言語学は、このアメリカ構造主義の流れをくむもので、一九四〇年代後半のことである。当時、チョムスキーはまだ十代だった。一九四五年に一六歳でペンシルヴェニア大学に進んだ彼は、次第に学問への興味を失う一方で、政治運動への関心を高めていた。現在でも政治的な発言で注目されることの多いチョムスキーだが、その素質は若い時分からあったわけだ。

ちなみに彼の両親は、どちらもヘブライ語の教師だった。父親は『ヘブライ語、この不朽の言葉』（未邦訳）という本を著しており、チョムスキーはユダヤ文化を尊重する家庭で育った。ヘブライ語では言葉を「ダバル（dabar あるいは davar とも）」と言うが、単なる「言葉」というより、話し手である主体の心（人格）に根差した意味（ギリシャ語の「ロゴス」に近い）があるという。言葉の内面にメスを入れる **Ⅲ** は、すでに言語圏と家庭環境にあったのかもしれない。

ユダヤ国家の建設を目指すシオニズム運動にケイトウした彼は、大学入学の二年後にはキブツ（イスラエルの農業共同体。kibbutz は「グループ」を意味するヘブライ語）へ移住することを考えていたという。しかし一九四八年に誕生したイスラエルの建国理念が自分の考えとは相容れなかったこともあり、中東行きを断念した。

そんな時に父親の紹介で出会ったのが、ペンシルヴェニア大学で言語学を教えていたゼリグ・ハリス教授だ。ハリスは当時、アメリカ構造主義の最先端にいた学者であり、キブツに何度も居住したことがあったので、政治思想としてもチョムスキーと近かった。また、学問に対するハリスの誠実な知的態度もチョムスキーにカンメイを与えた。彼はハリスのもとで言語学を専攻し、さらに数学、哲学、論理学、物理学などを本格的に勉強し始めた。

しかしチョムスキーは、恩師ハリスの考え方に強い影響を受けながらも、やがてアメリカ構造主義（以下ではヨーロッパ構造主義と区別せずに、単に構造主義と呼ぶ）とは縁を切ることになる。言語学を本物の科学にしたいと考えるようになったからだ。

一般に言語学は、哲学・心理学・社会学・歴史学・宗教学などと同じ人文科学の一つだと今なお思われている。大まかに言えば、自然科学は大学の理学部・工学部・農学部などで研究され、人文科学は文学部などで扱われる。ところがチョムスキーは、「文系」の学問だった言語学を、本気で「理系」の学問にしようと考えたのだった。

乙

もちろん、理系と文系の間に明確な線が引けるわけではない。両者にまたがる横断的な学問領域もある。しかしそれぞれの特徴は、正反対の傾向を持っている。学問として重要視するアプローチの仕方がかなり違うのだ。

ア

通時言語学と比べると、構造主義のような共時言語学は、より理系に近い側面を持っているように見える。例えば構造主義に取り入れられた行動主義心理学は、心理学を

「行動の科学」と見なして、客観的な行動の観察に徹したのだった。しかし、「心」という脳の働き自体をブラックボックスとして取り扱わないとしたことが、結果として自然科学のアプローチを妨げることになってしまったのは皮肉である。

それ以前の心理学は、例えばフロイトの精神分析が主観的な「無意識」や「自我」などに独断的な理由づけをしたように、客観性に欠けるものだった。意識や意図といった心の概念を排除した行動主義心理学は、フロイトなどの精神分析に対するアンチテーゼでもあったわけだ。それをキハ⁸ンとする構造主義もまた、言語の構造や機能を客観的に記述することに専念した。

しかし、確かに「客観性」は自然科学の重要な要素ではあるものの、それだけではサイエンスとはいえない。というのも、対象を精密に分析して「これはこうなっている」と記述するのは、「現象論」にすぎないからだ。その点では、共時言語学も、言語の変遷を歴史的にたどって「これはこうなってきた」と記述するだけの通時言語学とあまり変わらない。どちらも、現象論にすぎないのである。

では、なぜ現象論だけの研究では、サイエンスと呼べないのだろうか。

例えば物理学でも、現象論的な観察は欠かせない。物体の運動を理解するには、斜面で鉄球を転がすような実験を行い、球の質量に対して移動距離や速度変化などを客観的に測定する必要がある。だが、運動の様子を観察し精密に記述したところで終わりではない。物理学では、「なぜそのような運動になるのか」を問う。つまり、客観的に記述された現象に対する「説明」が求められるわけだ。

物体が落下する現象については、ニュートンが「重力」という万物に働く引力によって説明した。ニュートンはその重力がなぜ働くのかについては説明できなかったが、その謎についてはアインシュタインが一般相対論によって説明している。そうやって長い歴史の中で「なぜ？」という問いを繰り返して、現象をより根源的に説明できる原理や法則を見つけようとするのが物理学であり、これが真のサイエンスのあり方である。

そこで重視されるのが、「再現性」という考え方だ。法則によって説明できる現象であれば、それは同じ条件下である限り必ず再現できるだろう。科学的な実証には、確かな再現性が求められる。実験で百回再現したと誰かが発表しても、他の研究者によって同様の現象が再現されない限り、発見とは認められない。

イ

一方、「歴史は繰り返す」とは言うものの、実際に歴史を再現するのは至難の業だ。起きた現象をどんなに詳細かつ精密に記述したところで、そこに必然的な法則性を見出すのは難しいだろう。応仁の乱や関ヶ原の戦いが起きた時の初期条件を完全に分析して、戦乱の結果を再現できるならサイエンスになるが、それはできない相談だ。もちろん歴史学は学問としての存在意義があるが、自然科学ではないのである。

酒井邦嘉「チョムスキーと言語脳科学」(集英社インターナショナル 2019年)

(注一) 構造主義：人間社会や文化的な個々の諸事象を、有機的に結びついている「構造」全体から説明しようとする、一九六〇年代のフランスを中心として起こった思想。

(注二) アンチテーゼ：ある理論・主張を否定するために出される反対の理論・主張。

※ 問題作成にあたり、本文を一部改変した。

問1 傍線部 a ～ g の漢字はひらがな、カタカナは漢字に直せ。解答は、解答用紙の所定欄に読みやすいはつきりした楷書体で書くこと。解答番号は ～ 。

a 語彙

b タイシヨウ

c テイシヨウ

d 不朽

e ケイトウ

f カンメイ

g キハン

問2

空欄

に入る語として最も適当なものを、次の①～⑧のうちから一つ選べ。解

答番号は

① 震源

② 風物

③ 風潮

④ 原典

⑤ 源流

⑥ 風評

⑦ 欧風

⑧ 原石

問3

空欄

に入る語として最も適当なものを、次の①～⑧のうちから一つ選べ。解

答番号は

① 系列

② 語彙

③ 構造

④ 行為

⑤ 系統

⑥ 語義

⑦ 構想

⑧ 営為

問4

空欄

に入る語として最も適当なものを、次の①～⑧のうちから一つ選べ。解

答番号は

① 慣習

② 余力

③ 素描

④ 医療

⑤ 慣行

⑥ 余命

⑦ 素地

⑧ 医学

問5 空欄

ア

一つ選べ。解答番号は

11

に入るものとして最も適当なものを、次の①～⑨のうちから

- ① 普遍的な法則を記述する
- ② 普遍的な原理を尊重する
- ③ 普遍的な文化を重視する
- ④ 普遍的な法則を勘案する
- ⑤ 歴史的な過程を軽視する
- ⑥ 歴史的な変遷を記述する
- ⑦ 歴史的な差異を尊重しない
- ⑧ 歴史的な伝統を神聖化する
- ⑨ 歴史的な差異を絶対視する

問6

空欄

イ

一つ選べ。解答番号は

12

に入るものとして最も適当なものを、次の①～⑨のうちから

- ① 再現性は、言語の敵なのだ
- ② 再現性は、科学の敵なのだ
- ③ 再現性は、科学の命なのだ
- ④ 発見は、創造の父であるのだ
- ⑤ 発見は、発明の母であるのだ
- ⑥ 発見は、言語の創造主なのだ
- ⑦ 実験こそが、真理の母である
- ⑧ 実験こそが、観察の親である
- ⑨ 実験こそが、科学の子である

問7

傍線部A「言語学の歴史」に関して本文で述べられている内容に該当しないものを、次の①～⑤のうちから一つ選べ。解答番号は **13**。

- ① 一八世紀に英国がインドを植民地支配したことにより、ヨーロッパの言語学者は紀元前五～四世紀の古代インドにおいてすでに文法体系がまとめられていたことを知るとともに、サンسكريット語がギリシャ語やラテン語と非常に似ていることも知るにいった。
- ② 二〇世紀になると、多様な言語を比較し歴史的にどのように変化していったのかを研究する「通時言語学」よりも「アメリカ構造主義」の始祖である言語学者ソシュールの流れをくむ「共時言語学」が西洋における言語学の主流となった。
- ③ ギリシャ語の文法書として紀元前二世紀にはディオニシオス・トラクスが『文法の技法』を著したものの、その著作では語彙が名詞、動詞、前置詞など八つの「品詞」に分類されているだけで文の構造に関する記述はいまだ見られない。
- ④ 言語の理論的な基盤を追究する共時言語学を大きく前進させたのは一九三〇年代にアメリカで研究していた言語学者たちであり、その中でも影響力を持ったのは行動主義心理学の原理を言語学に取り入れたブルームフィールドである。
- ⑤ 物理学や哲学と同様に、少なくとも西洋においては言語に関する学問は古代ギリシャから始まったが、その一例として、プラトンが行った言葉の由来（語源）や獲得についての考察が挙げられる。

問8

傍線部B「品詞」について、日本語では品詞とされないものを、次の①～⑧のうちから一つ選べ。解答番号は **14**。

- ① 名詞
- ② 連体詞
- ③ 助動詞
- ④ 助詞
- ⑤ 動詞
- ⑥ 形容詞
- ⑦ 前置詞
- ⑧ 副詞

問9

傍線部C「お手上げ」から意味の最も遠い語を、次の①～⑧のうちから一つ選べ。解答番号は **15**。

- ① 諦念
- ② 降伏
- ③ 白旗
- ④ 挫折
- ⑤ 観念
- ⑥ 降参
- ⑦ 白眉
- ⑧ 頓挫

問10 傍線部D「前者」の内容として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 16。

- ① 「比較言語学」や「歴史言語学」
- ② 行動主義心理学を取り入れた言語学
- ③ ソシユールやチョムスキーの言語学
- ④ 言語の仕組みや機能を研究する言語学
- ⑤ 「アメリカ構造主義」の流れをくむ言語学
- ⑥ 「ヨーロッパ構造主義」に基づく言語体系

問11 傍線部E「それはできない相談だ」の理由として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 17。

- ① 過去に実際に起きた出来事を完全に再現することは案外難しいから。
- ② 過去に実際に起きた出来事を完全に再現することなど不可能だから。
- ③ 再現性こそが科学の基盤であるのに対し、歴史学は一度きりの出来事しか考察しないから。
- ④ 再現性こそが歴史学の基盤であるのに対し、科学は一度きりの出来事を重視するから。
- ⑤ 応仁の乱や関ヶ原の戦いの詳細については歴史学者の間で解釈が分かれているから。
- ⑥ 「現象論」のみを研究する歴史学にとっては、再現性はまったく問題になりえないから。

問12 空欄

甲

に入る小見出しとして最も適当なものを、次の①～⑧のうち

から一つ選べ。解答番号は 18。

- ① 言語学は古代ローマから始まった
- ② 言語学も古代ギリシヤで始まった
- ③ 不可解なサンスクリット文法体系
- ④ 不自然なサンスクリット文法体系
- ⑤ ヨーロッパの言語学者の困惑と絶望
- ⑥ ヨーロッパの言語学者の発明と希望
- ⑦ 「比較言語学」に対する「歴史言語学」の優位
- ⑧ 「共時言語学」に対する「通時言語学」の優位

問13

空欄

乙

に入る小見出しとして最も適当なものを、次の①～⑧のうち

から一つ選べ。解答番号は 19。

- ① サイエンスだけでは「現象論」にならない
- ② 現象論だけでは「サイエンス」にならない
- ③ 文理の区別の正当性を主張する物理学者たち
- ④ 文理の区別の正当性を主張する言語学者たち
- ⑤ 文理にまたがる横断的「サイエンス」の構築
- ⑥ 現象論を賞賛するチョムスキーの言語学の素描
- ⑦ チョムスキーの言語学がもたらす影響の大きさ
- ⑧ 文理にとらわれない地道な研究こそ今後の希望

問14

本文の内容に合致するものを、次の①～⑨のうちから二つ、選べ。ただし、二つとも正解しなければ点を与えない。解答は、解答番号 20 の二ヶ所にマークすること。

- ① 一五世紀の大航海時代以降、とりわけ一七世紀の英国がインドを植民地支配したことによって、言語学者たちは「西洋の言語と東洋の言語は、共通の言葉に由来するのではないか」と予想したため、「共時言語学」の研究に没頭した。
- ② 一九四五年にペンシルヴェニア大学に進学したチョムスキーは、父親の紹介で出会ったハリスに師事することになるが、恩師ハリスがシオニズム運動に消極的であったため、当初の良好な関係は損なわれ、縁を切ることになる。
- ③ 「歴史は繰り返す」と言うけれども、応仁の乱や関ヶ原の戦い等において実際に起こった現象を忠実に再現することは至難の業であり、かりに再現できたとしても歴史学は人文科学に属するために、サイエンスにはなりえない。
- ④ 両親がもともとヘブライ語の教師であり、父親は著作を出版するほど高名な学者でもあったため、チョムスキーはヘブライ語で言葉を意味する「ダバール」がギリシャ語の「ロゴス」の意味に近いことを幼いころから自ずと知っていた。
- ⑤ 理系と文系との間に明確な境界線が引けるわけではないし、両者にまたがる横断的な領域も存在するが、一般に言語学は、哲学・心理学・歴史学・法学・経済学とともに人文科学の一領域に数え入れられ、大学では文学部で研究される。
- ⑥ 自然科学にとって「客観性」は重要な要素ではあるものの、「これはこうなっている」と単に記述するだけの「現象論」だけでは不十分であり、そこからさらに「なぜ？」そうになっているのかを説明してこそ、サイエンスの資格を得ることになる。
- ⑦ なぜ重力が働くのかというニュートンが解明できなかった謎をアインシュタインが一般相対論によって説明可能にしたように、より根源的な自然の原理や法則を追及することで物理学を含めたサイエンス全般はこれまで常に発展し続けてきた。
- ⑧ 行動主義心理学以前の心理学は、フロイトの精神分析のように客観性に欠けるものであったが、客観的な行動の観察に徹した行動主義心理学も「心」自体をブラックボックスとして取り扱わなかったため、自然科学のアプローチを妨げる結果となった。
- ⑨ プラトンも参考にしたディオニュシオス・トラクスの『文法の技法』は、遅くとも紀元四世紀には記されたとされるラテン語の文法書もそれに基づいているように、西洋の「伝統文法」の出発点となったと言える。

二 次の文章を読み、後の問い（問1～11）に答えよ。（配点 75）

甲

交通量が多く、渡し守が大勢必要などころでは渡し守仲間団体が同職組合として結成されていた。渡し守は地域間交通の重要な担い手として、かなりの力をもっていた。渡し守仲間の大きな組合では、裁判集会をも開くが、この集会では教会詣で、会食、清算、法の判告、別れの会食などがおこなわれる。清算とは河川の両側の住民が渡し賃を年額でとりきめているばあい、その清算のことである。ライン河のボンとポイエルの渡し守たちは、マルチン祭（十一月一日）の前後に新任の市長に一夜宴席に招待される。そのさいの規定が詳しく記されている。

日時が定まるとボンとポイエルの渡し守親方は市長の招待に応ずる。まずカッセルの教会に行き、礼拝をし、そののち市長の家に行く。市長が握手をしてキスをしたのち、寒すぎも暑すぎもしない部屋に案内される。そこには正式のテーブルクロスをかけた食卓に美味しいワインと壺があり、ほかに塩と燕麦パン、白パン、さらに乾肉、えんどう、新鮮な肉とキャベツ、あるいは季節にふさわしいもの、辛子、胡椒をふりかけた焙り肉、チーズとバター、そしてどの料理にも新しい皿をそえる。司祭が立って感謝の言葉を述べたあと、渡し守親方は立って料理が古来からのとりきめにのつとつて用意されているかどうかを検討する。そののちボンとポイエルの親方たちはオーベルカッセルの住民と渡し賃の清算をする……

この文章の原文はおそらくこの宴席の最中に書かれたものらしく、いささか酒気を帯びた文章で、
I ところもあるが、ラインの渡し守たちの威勢がよくよみとれる内容である。

実際、中世の渡し守の地位については「ニーベルングンの歌」にも描かれている。豪勇の士トロネゲのハゲネも渡し守に山吹色の金の腕輪を与えてドーナウ河を渡してもらおうとした。「渡し守は裕福な男でトセイのため働くような身分ではなかった。それで人から報酬などうけたこともなかったのである」（相良守峯訳）。もとより渡し賃をとらない渡し守はいなかったが、ここでは渡し守の重要な地位が強調されているのである。

ここに描かれているように、渡し賃ははじめは渡し守と客との話し合いで定められた。しかし法外な渡し賃を請求されることもしばしばだったので、渡し賃を話し合い、値切ったりするために障害が生じ、やがて渡し賃が定められるようになった。人の渡し賃と馬や車などの渡し賃がそれぞれ定められたのである。しかし荒天のときや夜など特別の事情のときには割増し賃を請求できた。ノーマルな状態とは河の水がテイボウの内側にある状態、あるいは渡し守の棹が河底にとどく水位とされ、これ以上に水嵩がふえると渡し賃が高くなった。

渡し賃はすでにみたように近在の住民のばあいは、共同体が一年払いとしているケースもあったが、現物で支払うことも多かった。K・ランプレヒトが十五世紀のモーゼルの渡し場（トリール）について調査した表によると、馬をもっている家は燕麦一・五束、もっていない家は〇・五束、ほかにパンを渡し賃として払っているばあいもある。共同体が一年分の渡し賃を払い、それがそれぞれの家に馬のあるなしによって割りふられているのである。

また渡し守は裁判集会の構成員をその職務のために渡したときには、裁判費用の分前に与つた^{あずか}という。クリスマスと復活祭には渡し守にパンが配られた。このほか卵やワインも渡し賃とされていた。

このように渡し場は近隣の農村や都市と密接な関係にあったから、市場が立つ日や教会献堂式、結婚式の日に行ってくる手工業者や靴屋、仕立屋などは、余処者^{よそももの}であつても無料で渡すことがあつた。渡し場が特定の領主の支配下にあるときは、その領主と従者、家臣も無料であつた。

渡し場の設置権も本来は国王大権に属していたから、それを手に入れた領主や共同体もできるだけ渡し場の独占権を強化しようとしていた。つまり隣りの渡し場との距離をできるだけ遠くし、近隣に渡し場の設置を認めようとはしなかったのである。これを渡し場強制権という。ランプレヒトによると二十世紀初頭においてもモーゼル河のトリール〜コブレンツ間には一六カ所の渡し場があり、その大部分はすでに中世に存在していたという。

またこの渡し場強制権は、渡し守以外の者が勝手に客の運送をすることを禁じていた。しかし土地の者なら、渡し守がたまたま不在のとき自分で漕いで渡ることもできた。ただし使用料として金を船のなかにおくことになっていた。自分の船をもっている者はもちろん自分で対岸に渡ることができた。このばあいも客を乗せてはならない。この強制権を破つた例が一四五〇年にヌスドルフで報告されている。

ある漁師が客を対岸に渡したために、アムトマン（渡し守親方の頭領）がハンマーをとつて漁師の船に最初の一撃を加え、渡し守たちがそれにつづいて船をこわしてしまふ。そして木片を持ち去つてしまふ例もほかに報告されている。E・ゴータインはこれを「船の処刑」と述べている。渡し場強制権を破つた者が逃亡したときには渡し守は大声で呼びわり、村の住民が総出で不正を働いた者を追跡しなければならない。

ところで河の流れが厳冬期に凍結したり、水量がへつて徒歩で渡河できるようになったときは、渡し場強制権はどうなるのだろうか。常識的には渡し賃は徴収されないと考えられるところだが、渡し場が強制権によって大きな収入源となつていたところから、そう簡単な問題ではなかつた。河が凍結したときでも渡し賃をとることがあつた。キュンスベルクはこうした事態が、まさに渡し場の渡し賃が通行税に移行する背景としてあつたとみている。夏の水涸れ^{みずが}どきと冬の凍結期にも渡し場を維持するための費用として、諸侯は通行税の徴収に踏み切つたのである。

^D渡し場使用強制権は近隣在住の者にとつても厄介な強制であつたが、遠隔地の商人や一般の旅人にとつては旅の大きな障害ともなつた。だから特権^Eとともに渡し守は厳しい義務も課されていた。キュッセンベルクの判告録には面白い例があげられている。

余処者であれ、土地の者であれ、何人かが渡し場に来て三時間呼ばわつても渡し守が現われな^いときには、その者は近くの居酒屋に入つて、渡し守のつけで「一マス」「二」「リットル」のワインを飲むことができる。そののち渡し場にもどり、呼ばわつてもいまだ渡し守が現れないときには、再び^oジューゼンのごとく飲食し、その代金を渡し守が払うものとする。

また農民が渡し守のタイム^dマンのために市場開催時間に間に合わなくなり、収穫物を売りそこなつ

たときには、渡し守が損害をホシヨウしなければならぬ。

渡し場は都市の門と同じく朝開かれ、夕方には閉じられた。領主などの要求があるばあいを除いて原則として夜間は運行されなかったのである。とくに市場開催日、献堂式の日、巡礼行の日、裁判集会の日、収穫日などには渡し場はにぎわった。渡し守にはこれらの会合に間に合うよう人びとを運ぶ義務があったのである。

船の大きさはさまざまであるが、馬二頭を積載できるか、あるいは人間一六人を乗船させられるだけの最低限の大きさが定められているばあいもあった。大きなものでは二〜八頭の馬を同時に積載できた。渡し守が棹で漕ぐ形式のものから、兩岸に張られたロープにそって河の流れを利用して渡河する形式のものがあった。

アジールとしての渡し場

ところで、「法的制度」としての渡し場の特徴は以上のような近隣の住民や旅人との関係においてだけでなく、アジール（避難所）としての性格にも示されていた。

アジールは現代では政治亡命や野戦病院（赤十字）などにその姿を残しているにすぎないが、古代・中世においては大変大きな意味をもった社会的制度であった。現在のように裁判権、警察権が国家に独占されていなかった中世社会においては、各地域の領主や都市共同体が流血裁判権をもち、村落共同体にもそれ以外の下級裁判権があった。しかしこれらの裁判権にはそれに必要な警察力が伴っていなかったから、結局各人は皆みずから自分の体と財産を守らねばならなかった。家は城と同じであり、無断で侵入すれば家長に殺されても仕方がなかった。また自分の縁者を殺された者が、下手人またはその氏族の者に復讐ふしゅうをすることも公的に認められていたのである。

しかしこのように復讐が公的に容認されると、そこにはどうしても行き過ぎが生ずる。故意にではなく、過って人を殺してしまった者が死者の縁者から仇かたきとして狙われ、逃げまどわねばならなくなる。このようなとき、裁判において過失であることが明らかにされれば、被害者の縁者と示談の交渉が命ぜられる。しかし裁判が開かれるまでに縁者によって仇と狙われる者が殺され、復讐の輪がひろがってしまうこともある。

^F このような事態を防ぐためにアジール（フライウング）があった。家のなかや教会、墓地などがアジールとされ、そこに逃げこんだ者を実力で連行してはならない掟おきてがあった。このアジールの慣習は人類の歴史のなかでも古いもので、すでに古代のイスラエル、ギリシア、ローマに明確なアジールの規定がある。わが国でも縁切り寺として名高い東慶寺はアジールのひとつである。つまり古来、森や墓地など、未知の霊などの支配する空間へのイフいふから生れた聖域を神聖視する慣習が、法的・社会的制度に **II** したものがアジールであると考えられるのである。

ところが渡し場の史料のなかには渡し場がフライウング（アジール）とされている例がある。最も有名な例をひとつあげよう。一三八四年オーベルエルザスのケムズの判告録には次のような記述がある。

人を殺してしまったり、その他の犯罪を犯した者がライン河に辿りつき、「船頭さん、渡ししてくれー」と叫んだとする。そのとき渡し守はこの男を渡すべきである。もしこの男のあとか

ら何者かがつけてきたり、追跡してきて「向う岸へ渡してくれ」と叫んだとき、もし船が岸を離れていれば渡し守は最初に着いた者をまず渡し、しかるのちとってかえしてあとから着いた者を渡す。もし追跡してきた者が岸から船がまだ離れていないときに着いたばあいには、渡し守はさきに着いた者を船の舳先へらにのせ、あとから来た者を船尾にのせて、自分はその真中に立つ。対岸に着いたときはまず舳先の客をおろし、そののち船尾の客をおろす。かくすることに よって渡し守はいかなる犯罪にもカタンgすることなし。

同様な史料はほかの地域にもある。それらすべてに共通なことは渡し守は追われる者、追う者いずれにも味方をしてはならない、Ⅲな立場を貫くべきだという考え方である。

しかるに一四六〇年のウィーンの近くレオポルトシュタットの判告録には、「追われている者が過つて人を殺したりしたばあい」とアジール享受権が限定されており、このほか十五世紀なかごろには裁判所は渡し船を呼び戻す権利をもつが、追われている客が船を戻すのを妨げたときには渡し守に責任はないとしている。別の史料では船が河の中央に来るまでは追跡者には呼び戻す権利があるとされている。一五六三年には渡し守は「国の住民に害をなす者を知つていて渡ししたばあいは重罪に問われる」(ホルレンベルク)とあり、渡し船のアジールとしての性格は否定されている。

^gアジールの機能は時代によって変化しているのである。キュンスベルクは以上のような事例をあげて、渡し船のアジールには本来宗教的な核はなく、たんに公共の施設として船内の平和(フリーデ)が求められたにすぎないとしている。たしかに支配者は中央集権的国家を形成してゆく過程で、渡し船もほかの街道、水車小屋、居酒屋、旅籠はたご、橋などの公共的施設と同様に、「平和領域」としてそこでの争いを禁じ、治安の要としてしようとしていた。このときの「平和領域」にはすでにアジールとしての機能は十全なかたちでは認められず、他方で裁判権の組織化、刑法の客観化、警察力の強化をはかってアジールを廃止しようとしていた。

阿部謹也「中世を旅する人びと」(筑摩書房 2008年)

(注一) 献堂式：キリスト教で、新築の教会堂を神にささげる儀式。

(注二) 国王大権：国王に帰属する諸権利。

(注三) 流血裁判権：刑事事件で死刑を科すことができる上級裁判権。

※ 問題作成にあたり、本文を一部改変した。

問1 傍線部 a～g のカタカナを漢字に直せ。解答は、解答题紙の所定欄に読みやすいはつきりした楷書体で書くこと。解答番号は 21 ～ 27。

a トセイ

21

b テイボウ

22

c ジュウゼン

23

d タイマン

24

e ホシヨウ

25

f イフ

26

g カタン

27

問2

空欄

I

～

III

に入るものとして最も適当なものを、次の①～⑧のうち

からそれぞれ一つ選べ。解答番号は 28 ～ 30。

28

30

I

① にえゆをのまされる

② えんもゆかりもない

③ わなにかけるような

④ いっぱいくわされた

⑤ とりつくしまもない

⑥ ちようれいぼかいの

⑦ せいだくあわせのむ

⑧ るれつがまわらない

28

II

① 擬態

② 転化

③ 反射

④ 順応

⑤ 反発

⑥ 同化

⑦ 消化

⑧ 対立

29

III

① 独善的

② 因習的

③ 中立的

④ 禁欲的

⑤ 可及的

⑥ 強制的

⑦ 印象的

⑧ 観念的

30

問3 傍線部A「力をもっていた」の説明として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 31。

- ① 河川の両側の住民や手工業者、靴屋、仕立屋など大勢の人を船に乗せて河を渡すさいに、誰を優先するのか決定する力を渡し守はもっていたということ。
- ② 渡し守仲間の大きな組合を結成して教会詣で、会食、清算、法の判告、別れの会食などをおこなう裁判集会を開くほどの財力を渡し守はもっていたということ。
- ③ 渡し守仲間団体を同職組合として結成していたがゆえに、渡し守は地域間交通の重要な担い手としての権力を握っていたということ。
- ④ 交通量が多く大勢の渡し守を必要とするところで、渡し守は同職組合を結成するなどの努力を重ねていたということ。
- ⑤ 河川の近くに住む住民のみならず遠隔地の商人や一般の旅人も河を渡るには渡し守を頼らざるをえず、渡し守は地域間交通に影響力をもっていたということ。
- ⑥ ライン河のボンとボイエルの渡し守たちがマルチン祭の前後両日に、新任の市長をして宴席に招待させるほどの威力をもっていたということ。

問4 傍線部B「ラインの渡し守たちの威勢がよくよみとれる」の説明として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 32。

- ① ボンとボイエルの渡し守のなかでも特に渡し守親方は、市長と司祭から宴席に招待され、市長からの握手とキス、司祭からの感謝の言葉を受け、ととのえられた食卓でワインやごちそうでもてなされるほど特別な扱いをされていたと引用文は物語っているということ。
- ② ボンとボイエルの渡し守たちは、裁判集会を開いたり、市長を招待してワインや新鮮な肉など農村や都市の住民には手に入れられないような豪華な料理でもてなしたりできるほど裕福であったことが引用文では大げさに表現されているということ。
- ③ ボンとボイエルの渡し守親方は、市長から手厚いもてなしを受け、さらにテーブルクロスのかけ方や料理のならば方が古来からのとりきめにのっとりしているか否かを検討できるほど伝統について熟知していたことが引用文で率直に示されているということ。
- ④ ボンとボイエルの渡し守たちは、ワインや塩と燕麦パン、白パン、乾肉、えんどう、新鮮な肉とキャベツ、辛子、胡椒をふりかけた焙り肉、チーズとバターでもてなされるほど市長と親密な関係を築いていたことが引用文では端的に表現されているということ。
- ⑤ ボンとボイエルの渡し守親方は、新任の市長から礼を尽くした宴席へ招待され、伝統的儀礼を執行できるほど、地域のなかで特別な存在であったのだと引用文から看取できるといふこと。
- ⑥ ボンとボイエルの渡し守たちは、マルチン祭の前後に新任の市長に招待された宴席の最中にもみずから受けたもてなしのありさまや料理の内容を酒気を帯びたまま文章に書くことが許されるほど権勢を誇っていた様子が、引用文では包み隠さず表現されているということ。

問5 傍線部C「渡し場の渡し賃が通行税に移行する背景」の説明として最も適当なものを、次の

①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は

33

- ① もともとは国王大権に属していた渡し場設置権を手に入れた領主や共同体は、隣の渡し場との距離を遠くして近隣に渡し場の設置を認めようとしなかったため、河を渡るには税を支払わざるをえなくなったということ。
- ② 自分の船をもっている者がその船に客を乗せて対岸に渡ったばあい、アムトマンがハンマーをとって船に最初の一撃を加え、渡し守たちもそれにつづいて船をこわしてしまうため、これを防ぐ目的で税を支払うようになったということ。
- ③ 河の流れが厳冬期に凍結したり水量がへつたりして徒歩で渡河できるようになったときは渡し賃を支払う必要などなかったが、渡し賃が渡し守にとっての大きな収入源となっていたことから人びとはそのようなときでも賃金を支払うようにしたということ。
- ④ 夏の水涸れどきや冬の凍結期といった渡河するさいに船を必要としないときにも、大きな収入源である渡し賃にかわる財源を確保するため、渡し守が船で河を渡すか否かにかかわらず、河を渡るといふ行為のために課税するようになったということ。
- ⑤ 河の流れが厳冬期に凍結したり、水量がへつたりして徒歩で渡河できるようになったとき、渡し場強制権はどうなるのだろうかという疑問に答えるため、通常は渡し賃として支払い、渡し場が必要ないときは通行税として支払うといふ解決策を見出したみいだということ。
- ⑥ 夏の水涸れどきや冬の凍結期といった常識的には渡し賃は徴収されないと考えられる時期にも渡し場を維持するための費用を必要としたため、渡し賃という名を時期を問わない通行税という名に置き換えたということ。

問6 傍線部D「渡し場使用強制権は近隣在住の者にとっても厄介な強制であった」の理由として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は

34

- ① 国王や領主といった渡し場の独占権をもつ者が渡し場の数を限定して渡し守以外の者が勝手に客の運送をすることも禁じたため、夏の水涸れどきと冬の凍結期に住民は船を動かせず渡河できなくとも、渡し場を維持するための費用として通行税を徴収されたから。
- ② 本来は国王大権に属している渡し場強制権を手に入れた領主や共同体が、その従者や家臣、市場が立つ日や教会献堂式の日に行ってくる手工業者や靴屋、仕立屋などに対しては、余処者であっても渡し賃を無料とする一方、近隣在住者には法外な渡し賃を請求したから。
- ③ 渡し場の独占権を手に入れた者がみずからの権力強化のために渡し場の数じたいを限定したうえ、住民は船をもつても客を乗せることができず、夏の水涸れどきや冬の凍結期といった徒歩で渡河できるときでさえ、渡し賃や通行税なしには対岸に渡れなかったから。
- ④ 渡し場の独占権をもつ国王や領主たちがその権力を強化するために渡し場どうしの距離を遠く離そうとした結果、渡し場の数が中世以降二十世紀初頭まで増加せず、近隣在住の者は行きたい場所に自由に行くことができなかつたから。
- ⑤ 渡し場の設置は本来は国王大権に属していたため、渡し守が不在のときに土地の者が使用料を払わずにみずから渡河したり、自分の船に客を乗せて渡つたりというように渡し場強制権を破つたばあい、近隣在住の者はこの者を総出で追跡しなければならなかつたから。
- ⑥ 渡し場強制権をもつ者は、渡し守以外の者が勝手に客の運送することを禁じたため、土地の者であっても自分の船をもつていなければあいは渡河することができず、自分の船をもっているばあいは客を乗せてはいけなさとされ、それを破ると船をこわされてしまったから。

問7 傍線部E「渡し守は厳しい義務も課されていた」に該当するものとして最も適当なものを、

次の①～⑥のうちから一つ選べ。 解答番号は

35

- ① 渡し場は近隣の農村や都市と密接な関係にあって、渡し守はそれらをつなぐ重要な役割を担っていたから、市場が立つ日にやってくる農民が市場開催時間に間に合わなくなって収穫物を売りそこなったときには、渡し守がみずからすすんでその損害の埋め合わせをやっていたということ。
- ② 近隣の農村や都市にとって重要な行事に間に合うよう、渡し守は人びとを渡河させねばならず、渡し守が仕事をおこたったために農民が市場開催時間に間に合わず損害が出たり、渡河したい者が一定時間大声で叫んで求めても渡し守が現れなかったりしたときには、これをつぐなうことになっていったということ。
- ③ 遠隔地の商人や一般の旅人であっても近隣在住の者であっても、何人かが渡河しようとする声で呼んで渡し守を探しても渡し守が現れないときや、市場が立つ日にやってくる者がどのような理由であれ渡し守のせいで市場開催時間に間に合わないときは、その損害に応じた金を差し出さねばならなかったということ。
- ④ 渡し守は、市場が立つ日や教会献堂式、結婚式などの重要な行事に間に合うよう人びとを船で運ばねばならなかっただけでなく、もしも複数人が渡し場に来てしばらく探しても渡し守が現れないときには、河を渡りたいのに渡れないでいる者に対して知り合いの店でワインをごちそうしなければならなかったということ。
- ⑤ 市場が立つ日にその町にやってこようとした農民がおり、渡し守がやむをえずその者を市場開催時間までに河を渡らせてやることができなかつたばあいや、渡し守がたまたま不在のときに誰かが渡し場に来て河を渡ろうとして待ちぼうけをくわされたりしたばあいに、渡し守が許されるためには船を売って損害を穴埋めしなければならなかったということ。
- ⑥ 渡し守は地域間交通の重要な担い手であったから、渡し守が不在であったために河を渡りたくとも河を渡れずにいる者に対してはみずからの金でワインをふるまったり、渡し守の過失のせいで市場開催時間に間に合わなくなって損害が出た農民に対してはほどこしを行ったりしたということ。

問8 傍線部F「このような事態」の説明として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 36。

- ① 家に無断で侵入すれば家長に殺されても仕方がなく、自分の縁者を殺された者による復讐が公的に否認されていた中世社会において、故意であれ過失であれ人を殺してしまった者が逃げまどわねばならないという事態。
- ② 現在のように裁判権、警察権が国家に独占されていなかった古代社会において、各地域の領主や都市の共同体が死刑を科すことができる権限をもつても警察力が不十分であったため、結局各人は皆みずから自分の体と財産を守らなければならないという事態。
- ③ 各地域の領主や都市共同体が流血裁判権を、村落共同体が下級裁判権をもったが、裁判権に必要な警察力が伴っていなかった中世社会において、人を殺せば殺人を犯した者やその氏族の者が被害者の縁者に復讐されることも公的に認められるという事態。
- ④ 各人が皆みずから自分の体と財産を守らねばならなかった古代社会において、自分の縁者を殺された者に対して公的に容認されていた復讐に行き過ぎが生じ、過って人を殺した者まで死者の縁者から仇として狙われたり裁判前に殺されたりするという事態。
- ⑤ 裁判権、警察権が国家に独占されておらず、知人を殺した者やみずからの氏族への復讐が公的に容認されていた中世社会において、故意でなく過って人を殺してしまったばあいには被害者の縁者と示談が命じられるため、復讐に加わる者が増えてしまうという事態。
- ⑥ 裁判権、警察権が国家に独占されていなかった中世社会において、自分の縁者を殺された者は下手人かその氏族の者に復讐することが認められていたため、過って人を殺した者が裁判前に殺されてしまい、復讐の連鎖をうむこともあるという事態。

問9 傍線部G「アジールの機能は時代によって変化している」の説明として最も適当なものを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。解答番号は 37。

- ① 一三八四年ごろ、渡し場は近隣の住民や旅人との関係においてアジールとしての性格をもっていたが、十五世紀なかごろにはアジール享受権が限定され、一五六三年ごろにはとう渡し船のアジールとしての性格が否定されたということ。
- ② 渡し守が誰の味方もしてはならないとされた時代から、裁判所の権利が強化され、渡し守にもこれを破るべき例外が設けられ、あくまでも船内の平和を求められる存在になったように、社会的制度としてのアジールの意味が時代とともに限定されていったということ。
- ③ 人類の歴史のなかでも古く、洋の東西を問わぬ慣習であったアジールは、森や墓地など聖域を神聖視する慣習から生まれたため、十六世紀なかごろには本来宗教的な核のなかった渡し船のアジールが否定され、その後アジール自体も廃止されたということ。
- ④ 渡し守は誰の味方もしてはならないと考えられていたが、追われている客が船を戻すのを妨げたときには渡し守に責任はないとされる一方、「国の住民に害をなす者を知っていて渡したばあいは重罪に問われる」ようになるなど責任の所在があいまいになったということ。
- ⑤ 十四世紀の史料のなかには渡し場がフライウングとされている例があるが、十五世紀なかごろには渡し船のアジール享受権が限定されて裁判所の権限が強化され、さらに十六世紀になると渡し船のアジールとしての性格が否定されたということ。
- ⑥ 中央集権国家を形成してゆく過程で、支配者は渡し船を街道や水車小屋、居酒屋などの公共的施設と同様に、大きな意味をもった社会制度から、「平和領域」としてそこでの争いを禁じるフライウングという治安の要にかえようとしたということ。

問10

空欄

甲

38

から一つ選べ。解答番号は 38。
に入る小見出しとして最も適当なものを、次の①～⑧のうち

- ① その威勢と渡し場強制権
- ② いかにしてかの河を渡る
- ③ それら法外な渡し賃請求
- ④ それはトロネゲのハゲネ
- ⑤ 渡し場強制権とその解放
- ⑥ この大権と勝手運送許可
- ⑦ キュッセンベルクの判告
- ⑧ あの渡河と近在者の苦悩

問11 本文の内容に合致するものを、次の①～⑨のうちから二つ、選べ。ただし、解答の順序は問わない。解答番号は

39

40

- ① 地域間交通の重要な担い手であった渡し守には特権が認められ、その特権を侵害し逃亡した者に対しては村の住民が協力して追跡しなければならぬとされていた一方で、共同体にとって重要な行事を滞りなくとりおこなうための義務が課されていた。
- ② 河の近在の住民は組合を結成して一年分の渡し賃を前払いしたあと、それぞれの家の負担が馬のあるなしによって割りふられたが、不正を働いた者を追跡する役割を担い、渡し守が裁判集会の構成員をその職務のために渡したときには裁判費用の分前に与った。
- ③ 「ニーベルンゲンの歌」にも描かれている豪勇の士トロネゲのハゲネでさえも山吹色の金の腕輪を渡し守に与えてドーナウ河を渡してもらおうとしたという判告録があるように、地域間交通の重要な担い手であった渡し守の地位は中世社会において非常に高かった。
- ④ 重要な催しの日にやってくる手工業者や靴屋、仕立屋、さらに渡し場が特定の領主の支配下にあるときはその領主と従者、家臣も無料で渡河できたのは、渡し場が近隣の農村や都市と密接な関係にあり、近在の住民が共同体として渡し賃を一年払いしていたからである。
- ⑤ 中央集権的国家を形成してゆく過程で、国王が本来みずからのもつ権利の一部であった渡し場の独占権を領主や共同体に分け与えた結果、領主や共同体はせっかく手に入れたこの権利を強化しようと、新しい渡し場が設置されることをなかなか認めようとしなかった。
- ⑥ 中世社会においては警察力が存在しなかったため、おのおのがみずから自分の体と財産を守らねばならず、家に無断で侵入すれば家長に殺され、知人を殺された者が手際の悪い者や親類に対して復讐することも公的に容認されていた。
- ⑦ キュンスベルクは、支配者が中央集権的国家を形成してゆく過程で、渡し船を「平和領域」としてそこでの争いを禁じ、治安の要としようとする一方で、裁判権の組織化、刑法の客観化、警察力の強化をはかってアジールを廃止しようとしていたと指摘している。
- ⑧ 渡し場がフライウングであった時代、渡し守のとるべき行動は、犯罪者が逃げてきたとき、追跡者がいるとき、その追跡者がやってきたタイミングまで、細かく決められていたが、時代が下ると渡し守はあくまでも船内のフリーデを守る存在にすぎなくなった。
- ⑨ 犯罪者を追跡してきた者がどのタイミングで船に追いつけば先にやってきた犯罪者とともに渡河させるか、両者を渡河させるばあいは船のどの位置に両者を置くかについてケムズの判告録が詳細に記述しているのは、渡し守がその決定権をもっていたあらわれである。